

昭和六十二年五月に問題提起されました本派布教使のハンセン病差別法話問題については、『本願寺新報』（昭和六十三年七月二十日号）において、その問題の所在、対応経過、今後の対応等について報告致しましたが、本年三月末をもって対応委員会の対応を終了致しましたので、前報告以後の経過について報告致します。

一、S布教使への対応

S布教使は、本山の対応委員会及び当該教区の第二専門部会における学習を通じて、ハンセン病に対する認識は深まりましたが、差別法話を行った自己の差別体質について自覚を深めるべく学習を繰り返し、『本願寺新報』（昭和六十三年九月二十日号）に偏見と差別に慚愧と決意を」と題して投稿し、自らの法話であるを名乗られました。

また、長島愛生園を自主的に数回訪問し、我身をもって差別の現実を学び、その結果問題提起されてより一年十カ月後の平成元年三月に最終の「自己批判書」を提出し、対応委員会はこれを受理しました。あわせて平成元年三月三十一日に「誓約書」が提出され、総局よりS布教使へ「布教使進退同」を返却しました。S布教使はその後も学習を継続して学習レポートを五回

提出し、対応委員が指導にあたりました。また長島愛生園を自主的に訪問学習し、差別の経過を報告してきました。本願寺と長島愛生園真宗同朋会及び邑久光明園真宗法話会とは従来より深いつながりがあり、布教使派遣等を行ってききましたが、本差別法話問題を機縁に更に深いつながりを持ち、対応委員会終了後も本山伝道局が中心となって対応します。

提出し、対応委員が指導にあたりました。また長島愛生園を自主的に訪問学習し、差別の経過を報告してきました。本願寺と長島愛生園真宗同朋会及び邑久光明園真宗法話会とは従来より深いつながりがあり、布教使派遣等を行ってききましたが、本差別法話問題を機縁に更に深いつながりを持ち、対応委員会終了後も本山伝道局が中心となって対応します。

二、関係機関への対応

この差別法話を指摘された長島愛生園真宗同朋会に対し、対応委員会から出向して真宗同朋会役員の方々と話し合うとともに、真宗同朋会

を通過して話し合い、今後も差別解放にむけての取り組みを確認しました。S布教使の所属する教区・組においては、本人の自己変革にむけて数回にわたり学習会が開催され、対応委員会からも出向して経過を説明し、学習を重ねてきました。また当該教区基幹運動推進委員会では、長島愛生園を訪問し学習しております。

三、対応委員会の終了
昭和六十二年六月十七日に対応委員会が設置されて以

て、対応委員会が設置されて以

来、当該人への学習指導をより強力に行うために設置された対応小委員会の開催を含め、二十五回の対応委員会を開催しました。対応委員会としては、二年十月にわたって当該人を中心に、長島愛生園真宗同朋会、布教使所寺院への対応、また後述の布教団連合、基幹運動本部の取り組みなど本問題全般にわたる対応をすすめてきました。

しかし、当該人の自己変革については未だ不十分な点もあるため、「一、S布教使への対応」の項目に記載の「誓約書」の提出を求め、当該人への今後の学習指導について、本山伝道局と教区が一体となって協力して指導にあたっていきます。

基幹運動本部では、『本願寺新報』にハンセン病差別に関する記事を掲載し、またパンフレット「共にあゆむ」において特集するなど意識啓発につとめてきましたが、本問題を教材化するなどの徹底した意識啓発によって、私と教団の体質を改めるため僧侶・門信徒の研修をより充実する

S布教使ハンセン病差別法話問題対応報告

以上、対応委員会を終了するにあたり、S布教使ハンセン病差別法話問題への対応報告と致します。

平成二年五月二十三日

S布教使ハンセン病差別法話対応委員会